

# 芦屋市議会基本条例

## 逐条解説

平成26年10月

芦屋市議会



# 芦屋市議会基本条例の制定について

## 1 議会基本条例とは

議会基本条例とは、議会運営の原則や市民と議会の関係等について、議会の姿勢を明文化したものです。その内容は、これまで市議会が積み重ねてきた議会改革の成果を集約したものでもあり、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することをその目的としています。

## 2 市議会の役割とは

市議会は、市民の直接選挙により選ばれた議員によって構成され、市民全体を代表する機関です。一方、市政を執行する市長も同じく市民の直接選挙により選ばれ、市議会と独立・対等の関係にあります。

それぞれがその責務を果たすことにより、ともに市民の信頼に応え、より良い市政を実現していかなければなりません。市議会は、市長の市政の執行をチェックし、そして議会としても政策の提案を行うなど、市政運営の方針を決定する重要な役目を担っています。

## 3 議会基本条例制定の意義は

議会基本条例は、議会の姿勢を明文化し、その理念を全議員で共有することにより、議員の構成に変更があっても変わる事のない議会の姿勢を明らかにしています。

このことにより、議会活動を活性化し、議会での議論を充実させるとともに、より市民に開かれた議会とするため、情報公開と市民参加の推進に努め、併せて、議会改革と自己研鑽<sup>さん</sup>を継続し、公平公正な議会運営を徹底することにより、市民の信頼と負託に的確に応える議会であり続けることを目指します。

## 目 次

前 文	1
第 1 章 総則	
第 1 条 目的	3
第 2 章 議会・議員活動の原則	
第 2 条 議会活動の原則	4
第 3 条 議員活動の原則	5
第 4 条 議長の役割	6
第 5 条 議長及び副議長志願者の所信表明	6
第 6 条 会派	7
第 7 条 議員の政治倫理	8
第 3 章 市民と議会との関係	
第 8 条 市民に対する情報の公開	8
第 9 条 市民意見の把握と反映	9
第 10 条 議会報告会	10
第 4 章 議会と市長等との関係	
第 11 条 緊張関係の保持	11
第 12 条 政策等の形成過程の把握	11
第 5 章 議会の運営	
第 13 条 定例会の開催等	12
第 14 条 議員の質問と反問権	13
第 15 条 傍聴者への配慮	15
第 16 条 委員会の運営	15
第 17 条 議決事件の追加	16
第 6 章 議会の体制・専門性	
第 18 条 議会図書室の充実等	17
第 19 条 議会事務局の体制整備	18
第 20 条 議員研修の充実強化	19
第 21 条 政務活動費の執行	19
第 22 条 災害等への対応	20
第 7 章 議員定数及び議員報酬	
第 23 条 議員定数	21
第 24 条 議員報酬	21
第 8 章 補則	
第 25 条 他の条例等との関係	22
第 26 条 条例の理念の徹底	23
第 27 条 検証及び見直し	23
附 則	24

## 芦屋市議会基本条例 <逐条解説>

### 前文

芦屋市は、北に六甲山、南に瀬戸内海という自然環境に恵まれ、神戸と大阪の二大都市の間に位置する立地の下、良好な住環境を形成する「国際文化住宅都市」としてのまちづくりを進めてきました。そこには、自分たちのまちへの愛着と誇りが脈々と受け継がれており、自分たちのまちは自分たちでつくるという自主と自立の精神が息づいています。

芦屋市議会は、この精神を尊重し、住民自治と団体自治という地方自治の本旨に基づいた市政運営がなされるよう議会としての責務を果たしていかなければなりません。

もとより市議会は、ともに公選された議員と市長による二元代表制の下、市長との健全な緊張関係を保持しつつ、市長等執行機関を監視するとともに、政策提案等を通じて市民の多様な意思を市政に反映させる役割を担っています。

この役割を果たすため、芦屋市議会は、これまでも他市に先んじて、あるいは独自に様々な議会改革を行ってきました。これからも積極的な情報公開と公平公正でわかりやすい議会運営に努めるとともに、より良い芦屋市の姿を市民とともに考え、さらに豊かでしっかりとした議論ができる議会を目指してまいります。

ここに芦屋市議会は、議会機能の強化や議員の自己研鑽<sup>さん</sup>と政治倫理の向上に、より一層努めるとともに、市民の負託に応え、市民福祉の向上と芦屋市の民主的な発展に寄与していくことを決意し、この条例を制定します。

### 【趣旨】

前文は、芦屋市の特徴を踏まえ、条例の制定の趣旨や基本的な考え方を示し、議会の決意を述べています。

### 【解説】

前文とは、法令の冒頭に置かれ、その法令制定の由来やその法令の基本理念などを述べた文章です。

芦屋市議会基本条例の前文では、芦屋市の特徴をはじめ、本条例の趣旨や制定についての決意を示しています。

芦屋市は、自然環境と立地条件に恵まれ、国際文化住宅都市として発展してきました。芦屋市民には高い市民意識と自主・自立の精神が息づき、それこそが芦屋のまちづくりの根幹となっています。

この市の特徴と市民の自主・自立の精神をしっかりと踏まえて、芦屋市議会は、市長とともに市民福祉の向上と芦屋市の民主的な発展に寄与するため、その責務を果たしていかなければなりません。

これまでも芦屋市議会では、会議出席時の費用弁償の廃止や委員会における請願者の意見陳述の実施等、様々な議会改革に取り組んできましたが、引き続き、多様な市民意見を受け止め、深い議論と広い視野に立った議論を通じて政策に反映させるとともに、積極的な情報公開と説明責任を果たすことにより、市民の信頼と負託に的確に応えていかなければなりません。

前文では、こうした議会の責務を果たし、継続した議会改革の取り組みを進めることを目的として、議会活動の原則や市民と議会の関係などを明文化し、その内容を規範として定めるため本条例を制定したこと、併せて、条例制定に当たっての芦屋市議会の決意を示しています。



## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制の下、議会が担うべき役割を果たすための基本的事項を定めることにより、議会をより活性化し、市民の負託に応え、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

### 【趣旨】

本条は、条例の制定目的を簡潔に表現したもので、条例全体の解釈や運用の指針となるものです。

### 【解説】

市政運営は、住民自治と団体自治という地方自治の本旨に基づいてなされるべきという考えのもと、これまで明文化されていなかった議会や議員の役割のほか、議会に関する基本的な事項を明確に規定することにより、議会活動の一層の活性化を図り、市民の負託に的確に応え、その結果、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを本条例の目的として定めています。

### 【用語解説】

#### ○地方自治の本旨

地方自治の本旨とは、日本国憲法第92条に規定されているもので、「住民自治」と「団体自治」の二つの原則を要素としています。

「住民自治」とは、地方行政を行う場合にそこに住む住民の意思と責任に基づいて運営することをいい、「団体自治」とは、一定の地域を基礎とする国と対等の立場にある団体（自治体等）を設け、この団体の権限と責任において地域の行政を処理する原則をいいます。

#### ○二元代表制

日本国憲法第93条第2項において、地方公共団体の長と議会の議員は、住民が直接選挙すると規定されています。二元代表制は、それぞれが住民

の代表機関として独自の権限を持ち、相互の均衡と調和の関係を保持し、公正で円滑な自治の運営を図るための制度です。

## 第2章 議会・議員活動の原則

### (議会活動の原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の代表機関として、多様な市民意見を的確に把握し、市政に反映させるための議会運営に努めること。
- (3) 会派及び議員間の協議による合意を尊重した民主的な議会運営に努めること。

### 【趣旨】

本条は、議会がその責務を果たしていくために、必要な活動原則を定めています。

### 【解説】

議会の活動原則として、次の3つを掲げています。

- (1) 第1号では、議会への理解と信頼性の向上のため、公平公正な議会運営を行い、その活動状況等を積極的に公開し、市民参画を含め、市民に開かれた議会を目指すことを定めています。
- (2) 第2号では、市民から選ばれた議員で構成する議事機関として、市政における課題全般について様々な機会を通して、多様な市民の意見を把握し、その意見を芦屋市全体の見地から議会運営に反映させることに努めることを定めています。
- (3) 第3号では、議会運営においては、様々な考えを持つ会派や議員間の自由闊達な協議に基づく合意を尊重した民主的な運営に努めることを定めています。

## 【用語解説】

○会派

(第6条の解説を参照してください。)

(議員活動の原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、積極的な発言、議論等を行うこと。
- (2) 自己の能力を高める不断の研鑽<sup>さん</sup>により、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 一部の団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の利益を図る立場で活動すること。

## 【趣旨】

本条は、議員の責務及び前条で規定した、議会の活動原則を踏まえ、議会を構成する議員としての基本姿勢や議会活動において必要な活動原則を定めています。

## 【解説】

議員の活動原則として、次の3つを掲げています。

- (1) 第1号では、議員は、互いの言論を尊重し、その自由を保障することはもちろんのこと、合議制機関たる議会の一員として常に積極的な発言、議論等を行うことを定めています。
- (2) 第2号では、議員は、日常の研修や調査研究等を通じて、常に資質向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うことを定めています。
- (3) 第3号では、議員は、地域に限定した個別事案だけではなく、市民全体の公益性を図りながら、公平公正な立場で活動することを定めています。

## 【用語解説】

### ○合議制

合議制とは、複数人による協議により、話し合いで物事を決定することをいいます。

### （議長の役割）

第4条 議長は、議会の代表として、議会の品位を保持し、議会の機能強化に向けて先導的な役割を果たさなければならない。

2 議長は、中立かつ公平な立場で職務を行い、民主的で効率的な議会運営を行わなければならない。

## 【趣旨】

本条は、議長の役割について定めています。

## 【解説】

第1項では、議長は議会の代表としての権限を有しており、議会の品位を保ち、議会の機能強化に向けて先導的役割を果たすことが責務であることを定めています。

第2項では、議長は、全議員に対して、中立・公平な立場で議長の職務を行うことを定めています。

### （議長及び副議長志願者の所信表明）

第5条 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けるものとする。

## 【趣旨】

本条は、議員が議長及び副議長の職に志願するときに、自身の考えや議会運営の方針について表明する機会を設けることを定めています。

## 【解説】

議長及び副議長の選挙は、地方自治法第118条において準用する公職選挙法の規定により行われるもので、当該規定には志願者の所信を表明する機会についての定めはありませんが、志願理由を明確にし、選挙の透明性を高めることを目的に実施するものです。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。  
2 会派は、政策立案、政策提言等のために調査研究を行う。

## 【趣旨】

本条は、会派の位置付けなどについて定めています。

## 【解説】

会派とは、議会内で結成された同じ政策を志向する複数の議員による同志的集合体です。

法律上、明確な定義や位置付けはされていませんが、本市議会においても昭和29年から会派制による議会運営を行っており、委員会の委員構成や質問時間の会派内での調整などは会派を基準に決定されるほか、政策立案や政策提言を行う上でも大きな役割を果たしています。なお、芦屋市議会では、従来から所属議員2名以上をもって会派とし、1人会派は認めていません。

政策を実現するためには、その立案や提言も必要となりますが、その際、多くの議員の賛同が得られることが必要となります。そのためには、一議員として行動するより、会派を結成して行動したり、協力して政策立案、政策提言等のための調査研究をする方がより効率的であり、ここにも会派結成の意義があります。第2項では、会派として、政策立案、政策提言等のために調査研究を行うことを定めました。

(議員の政治倫理)

第7条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例（平成13年芦屋市条例第21号）及び芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議（平成元年芦屋市議会決議）を遵守し、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行わなければならない。

【趣旨】

本条は、高い倫理意識を持って議員としての職務を果たすことを定めています。

【解説】

議員には、その職権や影響力から、高い倫理の保持が求められています。

そのため、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、公務に対する市民の信頼を確保するための倫理規準を定めた「芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例」や清潔でお金のかからない政治を実現し、市民の負託に応えるために決議された「芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議」を遵守することを定めています。

なお、議員は就任後、「芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例」に基づき、同条例の遵守と常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行うことを誓約しています。

### 第3章 市民と議会との関係

(市民に対する情報の公開)

第8条 議会は、本会議のほか、委員会を広く市民に公開するものとする。

2 議会は、議会の広報誌、ホームページその他の広報媒体の活用により、市民への広報活動に積極的に取り組むものとする。

## 【趣旨】

本条は、開かれた議会を目指して、市民への情報公開の手段を定めています。

## 【解説】

より開かれた議会を目指して、地方自治法により公開することが規定されている本会議のほか、常任委員会、特別委員会や議会運営委員会についても原則公開することを定めています。

公開に当たっては、議員自らが編集する「あしや市議会だより」のほか、市議会のホームページなど、様々な広報手段を用いて、市民が必要とする情報を積極的に公開するよう取り組みます。

### (市民意見の把握と反映)

第9条 議会は、請願の審議・審査に当たっては、請願者の口頭による意見陳述等により、願意の的確な把握に努めるものとする。

2 議会は、公聴会制度、参考人制度、意見公募手続（パブリックコメント）等を活用して、専門的識見や市民意見を議会活動に反映させるよう努めるものとする。

## 【趣旨】

本条は、市民の意見をどのように把握し、議会活動に反映させるかについて定めています。

## 【解説】

市民の意見の把握方法及びその議会活動への反映の方法として、第1項では、請願を市民からの政策提案と受け止め、その審議・審査に当たっては、請願者の口頭による意見陳述等により、市民意見の的確な把握に努めることを定めています。

第2項では、議会は、市民や学識経験者などの多様な意見を議会活動へ反映させるよう努めます。その手段として、地方自治法上の制度である公聴会制度や参考人制度のほか、必要に応じてパブリックコメントなどを行うことを決めました。

## 【用語解説】

### ○公聴会制度

公聴会制度とは、地方自治法第109条第5項及び第115条の2第1項の規定に基づき、本会議又は委員会において、重要な議案や請願、陳情等について審議・審査を行う場合に、利害関係者・学識経験者などから直接意見を聴く制度です。

### ○参考人制度

参考人制度とは、地方自治法第109条第5項及び第115条の2第2項の規定に基づき、本会議又は委員会において、所管事務に関する調査や審査のため、利害関係者・学識経験者などから直接意見を聴く制度です。

### ○意見公募手続（パブリックコメント）

議会が独自の観点で策定した条例案，政策案等について，あらかじめその趣旨，目的，内容等を公表し，広く市民から意見を求め，提出された意見を考慮して意思決定を行うほか，提出された意見の概要及びその意見に対する議会の考え方を公表する一連の手続です。

### （議会報告会）

第10条 議会は，議会報告会を開催し，議会としての説明責任を果たすとともに，市民との意見交換に努めるものとする。

## 【趣旨】

本条は，市民への説明責任を果たすため，その方法のひとつとして議会報告会を開催し，議会の状況を報告し，また，市民から直接意見を聴く機会を設けることを定めています。

## 【解説】

議会報告会は，市民に開かれた議会を目指し，直接市民に対して，議会における議論の内容や審議結果を報告・説明するほか，市民から直接意見を聴くことができる有益な場と位置付け，開催します。

議会報告会の開催により，市民へのより積極的な情報提供と市民への説明責任を果たすとともに，市民の議会活動に対する意見や市政に対する提言などを聴き，議会が行う政策立案や政策提言の参考とします。

## 第4章 議会と市長等との関係

(緊張関係の保持)

第11条 議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と常に緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を積極的に行い、民主的な市政の発展に取り組むものとする。

### 【趣旨】

本条は、議会と市長等が互いに緊張感を持ち、市議会の責務を果たすことについて定めています。

### 【解説】

議会と市長は、相互に独立・対等の関係にあり、互いに協力・牽制し合って、その調和を保ちながら市民のために活動していますが、こういった関係は「車の両輪のようなもの」と例えられます。

市長は、議案を市議会に提案し、市議会の決定をもとに仕事を進めます。一方、議会は、市長から提案があった議案を慎重に審議し、市政が進むべき方向を決定する役割を担っています。

市議会は、市長の立場及び権能との違いを踏まえ、常に緊張感のある関係を保持しながら、事務の執行の監視及び評価を行い、民主的な市政の発展のために取り組みます。

なお、その他の執行機関とは、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会などの行政委員会のほか、監査委員をいいます。もとより、市長やこれらの委員会などの補助機関である職員は、執行機関を構成するものであり、緊張関係の保持は、これら職員との間でも必要といえます。

(政策等の形成過程の把握)

第12条 議会は、市長等から提案される議案のほか、政策、施策、計画、事業等について、慎重な審議を図るため、その政策等の形成過程の把握に努めるものとする。

2 議会は、前項の政策等の形成過程の把握のため、市長等に対して必要な情報提供を求めることができる。

### 【趣旨】

本条は、議会は、議案等の審議に当たっては、必要な情報を市長等に求め、その情報をもとに、慎重な審議を行うことを定めています。

### 【解説】

第1項では、議会は、市長から提案される議案はもとより、提案される政策等についても、その提案に至るまでの過程を明確にするとともに、論点を明らかにし、慎重な審議を図るため、政策等の背景や目的、効果、財源等の情報の把握に努めます。

第2項では、議会は、第1項に規定する政策等の形成過程の把握のため、市長等に対し、必要な情報提供を求めることができることを定めています。

## 第5章 議会の運営

(定例会の開催等)

第13条 芦屋市議会の定例会は、その回数を年4回とする。

2 議会（定例会及び臨時会）の会議の運営については、芦屋市議会会議規則（平成16年芦屋市議会規則第1号）の定めるところによる。

### 【趣旨】

本条は、定例会の回数及び会議の運営について定めています。

### 【解説】

地方自治法第102条第1項では、「議会は、定例会及び臨時会とする」と規定されており、このうち定例会は、同条第2項で「毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない」と規定されています。

本条第1項では、この定例会の回数を年4回と定めています。申合せにより、その開催時期は、3月、6月、9月、12月と決まっています。

また、地方自治法第120条では、「議会は、会議規則を設けなければならない」ことを規定しており、会議規則では、会議の運営方法を定めています。本条第2項では、定例会及び臨時会の運営については、この会議規則によることを定めています。

## 【用語解説】

### ○臨時会

議会には、定例会と臨時会がありますが、このうち臨時会とは、定例会のほかに臨時の必要がある場合、特定の議案等に限って審議するため招集される議会のことをいいます。

### (議員の質問と反問権)

第14条 議員が定例会で行う一般質問は、一問一答方式又は一括質問方式によるものとする。ただし、議員が市長の施政方針に対して会派を代表して行う一般質問（総括質問）は、一括質問方式によるものとする。

2 市長その他の説明員は、議員の質問に対し、議論を深めるために反問することができる。

## 【趣旨】

本条は、定例会における一般質問の方法と市長等の反問権について定めています。

## 【解説】

議員は、定例会における本会議において市の行政事務全般について、議案等とは関係なく質問をすることができますが、会議規則では、一般質問と緊急質問をすることができるように定めています。本条は、このうち一般質問の方法等について定めています。

議員が定例会で行う一般質問は、その内容の充実と活性化を目指すとともに、質問の趣旨や論点を明確にし、市民にわかりやすいやりとりになるように努めなければなりません。

本条第1項では、議員は一般質問を、一問一答方式又は一括質問方式により質問することができるように定めています。ただし、毎年3月に開催される定例会で、議員が市長の施政方針に対して会派を代表して行う一般質問（これを芦屋市議会では総括質問と呼んでいます。）は、一括質問方式により質問することを定めています。

また、本条第2項では、議員の質問に対し、市長その他の説明員が、議

員に対してその質問の趣旨を確認するためのほか、議論を深めるために反問することができることを定めています。なお、その他の説明員とは、副市長、教育長のほか部長級職員など本会議に出席している市長以外の職員をいいます。

## 【用語解説】

### ○一問一答方式

一問一答方式とは、一つの質問に対して、一つの答弁をすることです。質問と答弁を繰り返し行います。

### ○一括質問方式

一括質問方式とは、議員が質問項目すべてを一括して質問し、その後、市長等がその質問項目について、一括して答弁を行います。

一括質問方式の場合、芦屋市議会では申合せにより、質問は3回まで行うことができます。

### ○一般質問と総括質問

芦屋市議会では、毎年2月に招集される3月定例会で、市長の施政方針に対して会派を代表して一般質問が行われますが、これを総括質問と呼んでいます。また、その他の定例会で各議員が行う質問は狭義の一般質問と呼んでいます。総括質問や狭義の一般質問は、芦屋市議会における事実上の呼び方ですが、会議規則上の用語との関係を図示すると次のようになります。

会議規則上での用語	一般質問		緊急質問
芦屋市議会での事実上の呼び方	総括質問 (3月定例会)	一般質問 (6, 9, 12月定例会)	緊急質問

(傍聴者への配慮)

第15条 議会は、市民が傍聴しやすい環境整備とわかりやすい議会運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会を傍聴する市民に対して議案書等の資料の提供又は貸与に努めるものとする。

**【趣旨】**

本条は、傍聴する市民に対してわかりやすい議会運営に努めることについて定めたものです。

**【解説】**

芦屋市議会では、地方自治法で公開が定められている本会議のほか、委員会についても原則公開としています。

第1項では、本会議や委員会の日程の事前周知や傍聴手続の簡素化のほか、専門用語や難解な表現をできるだけ使用しないことなどにより、傍聴する市民にわかりやすい議会運営に努めることを定めています。

第2項では、傍聴する市民に対し、審議内容がよりわかりやすくなるよう、議案書等の資料の提供や貸与を行うことを定めています。

(委員会の運営)

第16条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条第1項に規定する委員会を適切に設置し、その機動性と専門性を活かすとともに、公平公正な運営により、市民の負託に応えるものとする。

2 委員会の運営については、芦屋市議会委員会条例（平成16年芦屋市条例第21号）の定めるところによる。

**【趣旨】**

本条は、委員会運営の基本的事項を定めたものです。

## 【解説】

地方自治法第109条では、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる旨規定されています。本市議会では「芦屋市議会委員会条例」で、常任委員会として、総務常任委員会、民生文教常任委員会、建設公営企業常任委員会の3委員会を置くほか、議会運営委員会を置き、必要がある場合は特別委員会を置くことができる旨などを規定しています。

市の事務が複雑多岐にわたり、内容も専門的・技術的になってきているため、審議・調査を終始本会議で行うより、各委員会で分担して審査・調査した方が合理的・能率的であるところに委員会の役割があります。

また、委員会は本会議と違い、調査等の必要が生じたときは、閉会中においても、議決を得た案件については機動的に開催することもできます。

本条第1項は、これらの長所を活かした適切な委員会の設置を規定し、その機動性と専門性を活かした充実した審査を行うとともに、公平公正な運営により、市民の負託に応えることを定めています。

第2項では、委員会の運営について、その詳細を「芦屋市議会委員会条例」によることを定めています。

### （議決事件の追加）

第17条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 憲章及び都市宣言の制定又は改廃に関すること。
- (2) 姉妹都市及び友好都市の提携又は解消に関すること。
- (3) 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想並びに当該基本構想を実現するために必要な施策及びその方向性を総合的かつ体系的に示す基本計画の策定又は改廃に関すること。

## 【趣旨】

本条は、議会の議決すべき事件のうち、地方自治法等で規定された事件以外の芦屋市議会独自の議決事件を定めています。

## 【解説】

議会の議決事件（議会の議決を必要とする事項のこと）については、地方自治法第96条第1項において、条例の制定・改廃，予算の決定，決算の認定など15項目が限定的に列挙されていますが，同条第2項では，条例でさらに議決事件を追加することができることが定められています。

本条では，同項の規定により，3つの事項を本市独自の議決事件として定めています。

- (1) 第1号では，市民憲章及び芦屋庭園都市宣言などに代表される憲章及び都市宣言の制定又は改廃に関すること。
- (2) 第2号では，姉妹都市及び友好都市の提携又は解消に関すること。
- (3) 第3号では，芦屋市総合計画の基本構想及び同基本計画の策定又は改廃に関すること。

これらの議決事項のうち，第1号及び第2号に規定されている事項は，平成17年に議員提出議案により，「議会の議決すべき事件を定める条例」で定められたものです。

第3号のうち芦屋市総合計画の基本計画については，平成22年に議員提出議案により「議会の議決すべき事件を定める条例」に議決事項として追加されたものです。また，従来地方自治法で議会の議決事項とされていた総合計画の基本構想についても，平成23年に同法が改正され，議決要件がなくなりましたが，本市議会では議決事項として追加し，本基本条例策定の際に，「議会の議決すべき事件を定める条例」を廃止し，基本条例で規定することにしました。

## 第6章 議会の体制・専門性

（議会図書室の充実等）

第18条 議会は，議員の調査研究に資するため，議会図書室の整備充実に努めるものとする。

2 議会図書室は，議員のみならず，別に定めるところにより，誰もがこれを利用できるものとする。

### 【趣旨】

議会図書室は、地方自治法第100条第19項の規定により設置が義務付けられており、本条では、その整備や利用対象について定めています。

### 【解説】

議会図書室は、議員の調査研究に資するため、地方自治法第100条第19項で設置が義務付けられています。

議会図書室は、議員の議案審査や市政に関する様々な調査研究をサポートするために設置されています。本市議会でも市政課題に係る図書・資料を収集・整理していますが、本条では、その整備充実に努めることを定めています。

また、地方自治法第100条第20項では、議会図書室を一般の利用に供することができる旨が規定されています。本条第2項では、議会図書室は、議員以外の方も利用できることとし、その手続等については芦屋市議会図書室運営要綱において定めています。

#### (議会事務局の体制整備)

第19条 議会は、その政策立案、政策提言及び監視機能を補助させるため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、議会事務局の体制整備や機能強化に努めることを定めています。

### 【解説】

議会事務局は、地方自治法第138条及び芦屋市議会事務局条例に基づき設置されています。議会がその役割を果たすためには政策立案、政策提言及び監視機能を高めることが重要です。

本条では、それらを補助する役割を担う議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めることを定めています。

(議員研修の充実強化)

第20条 議会は、議員の政策立案、政策提言等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

【趣旨】

本条は、議員の情報・知識の取得及び能力の向上のため、議員研修を行うことを定めています。

【解説】

議案の審査、政策立案、政策提言などに関する能力の向上のため、議員は普段から必要な研修、調査研究などに取り組みますが、議会としても議員研修の充実・強化を図り、議員の能力向上に資することを定めています。

(政務活動費の執行)

第21条 会派及び議員は、芦屋市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年芦屋市条例第7号）に基づき交付される政務活動費を有効に活用し、政策立案、政策提言等のための調査研究を積極的に行うものとする。

2 会派及び議員は、別に定める政務活動費の使途基準に従い、これを適正に執行し、使途の透明性を確保しなければならない。

【趣旨】

本条は、議員としての責務を十分に果たすため、政務活動費を有効に活用するとともに、政務活動費の使途の透明性の確保について定めています。

【解説】

政務活動費は、地方自治法第100条第14項から第16項及び芦屋市議会政務活動費の交付に関する条例の規定に基づき、会派又は会派に所属しない議員に対して交付され、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員が行う、調査研究、研修、広報、広聴など様々な活動に用いられています。

第1項では、議員の活動を市政に反映させるため、政務活動費を有効に

活用し、調査研究等を積極的に行うことを定めています。

第2項では、政務活動費の用途については、関係法令を遵守し、さらには、芦屋市議会政務活動費マニュアルの基準に従い、公正性、透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たしていくことを定めています。

(災害等への対応)

第22条 議会は、災害等が発生したときは、災害対策及び災害復旧の迅速かつ円滑な遂行に資するため、必要に応じて全議員で構成する芦屋市議会災害対策本部を設置するものとする。

2 芦屋市議会災害対策本部の活動については、別に定める。

#### 【趣旨】

本条は、大規模災害発生時における議会の対応について定めています。

#### 【解説】

災害対策基本法は、災害が発生した場合など必要なときは、市長が災害対策本部を設置することができることと定め、市長を本部長として災害対応に当たることとしています。本条は、市議会としても、必要に応じて芦屋市議会災害対策本部を設置し、芦屋市災害対策本部と連携し、復旧・復興の迅速かつ円滑な遂行に資することを定めています。

第1項では、大規模災害等が発生したときに、議長を本部長とする芦屋市議会災害対策本部を設置し、市の災害対策本部と連携の上、迅速かつ的確な対応をすることを定めています。

第2項では、芦屋市議会災害対策本部の活動については、別に定めるとしています。なお、現在は芦屋市議会災害対策マニュアルによりその活動について定めています。

## 第7章 議員定数及び議員報酬

### (議員定数)

第23条 議員定数は、芦屋市議会議員定数条例（昭和33年芦屋市条例第8号）に定めるところによる。

2 議会は、議員定数の改正に当たっては、市民及び専門家の意見を聴取し、本市の実情に即して議会がその機能を十分に果たせる定数を検討するものとする。

### 【趣旨】

本条は、議員定数の考え方について定めています。

### 【解説】

市議会議員の定数については、地方自治法第91条で、「条例で定める」と規定されていますが、本市議会の議員定数は、芦屋市議会議員定数条例により定められています。現在の本市議会の議員定数は22人です。

第2項では、議員定数の改正の際の審査・審議に当たっては、市民及び専門家の意見を聴き、市政に関する現状や将来構想を踏まえて、議会の機能を十分に果たせる定数を検討することを定めています。

なお、専門家とは、議会制度に関する学識経験者などが考えられます。

### (議員報酬)

第24条 議員報酬は、芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年芦屋市条例第12号）に定めるところによる。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、市民の負託に応える議員活動の対価であることを基本にし、芦屋市特別職報酬等審議会の意見のほか、市の財政状況、市民の生活実態等を考慮し、検討するものとする。

### 【趣旨】

本条は、議員報酬の考え方について定めています。

## 【解説】

市議会議員の議員報酬については、地方自治法第203条で、「額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない」と規定されていますが、本市議会では、芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例により定められています。

特別職の報酬等の額の決定については、昭和39年の自治事務次官通知「特別職の報酬等について」により、一層の公正を期すために特別職報酬等審議会を設置し、意見を聴くことが指導されていますが、第2項では、その意見のほか、議員報酬が市民の負託に応える議員活動の対価であることを基本とし、市の財政状況や市民の生活実態等を十分に考慮し、決定することを定めています。

## 第8章 補則

(他の条例等との関係)

第25条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例との整合性を図るものとする。

## 【趣旨】

本条は、議会基本条例と他の条例等との関係について定めています。

## 【解説】

本条では、本条例が市議会に関する基本的事項を定める条例であることから、議会に係る他の条例等を制定し、又は改廃するときには、本条例の趣旨等を踏まえ、整合性を図ることを定めています。

「条例等」とは、条例のほか、規則や要綱などの規程や申合せを含みません。

## 【用語解説】

### ○申合せ

議会の運営等については、条例や規則などにより定められていますが、その範囲は限定されており、必ずしも全ての事柄について定められているわけではないため、従来から必要に応じて議員間の協議により決定され、ルール化した事項が申合せ事項として取り扱われています。

### （条例の理念の徹底）

第26条 議会は、議員にこの条例の理念などを徹底させるため、議員の任期開始後、速やかに、この条例の研修を行うものとする。

## 【趣旨】

本条は、本条例の理念などを徹底するための研修について定めています。

## 【解説】

本条例が市議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会や議員が活動する上で基本とすべきことを定めていることに鑑み、議員の任期開始後、速やかに、新人議員はもとより、全議員を対象にこの条例の理念などを理解・徹底させるための研修を行うことを定めています。

### （検証及び見直し）

第27条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を考慮し、議会機能を充実強化する視点から、この条例の有効性及び妥当性について常に検証するとともに、少なくとも各任期中に1回は、その結果を市民に公表するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、必要と認められるときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

## 【趣旨】

本条は、条例の検証と見直しについて定めています。

## 【解説】

第1項では、議会は、本条例制定後も議会のあり方について不断の検討を重ねるとともに、本条例の究極の目的である、議会が、市民福祉の向上と芦屋市の民主的な発展に寄与するという観点から、本条例の有効性や妥当性等について常に検証し、その結果を市民に公表することを定めています。

第2項では、前項の規定による検証の結果、必要があれば、本条例の改正を行ったり、議会運営の方法を改めるなどの必要な措置を講ずることを定めています。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(芦屋市議会定例会条例の廃止)
- 2 芦屋市議会定例会条例（昭和27年芦屋市条例第32号）は、廃止する。  
(議会の議決すべき事件を定める条例の廃止)
- 3 議会の議決すべき事件を定める条例（平成17年芦屋市条例第20号）は、廃止する。

## 【趣旨】

附則では、条例の施行日と関係する条例の廃止について定めています。

## 【解説】

施行とは、法令の効力を一般的に発動させることです。

本条例は、条例案を策定後、パブリックコメントを実施し、必要な修正を行い、平成26年10月2日に開催された本会議において、全会一致で可決されました。条例は、同日のうちに公布されましたので、本条例の施行期日は、平成26年10月2日になります。

併せて、「芦屋市議会定例会条例」及び「議会の議決すべき事件を定める条例」は、それぞれの条例で規定していた内容を本条例で規定することになりましたので、この附則の規定に基づき、どちらも廃止になりました。

芦屋市議会基本条例逐条解説

平成 26 年 10 月 発行

発 行 芦屋市議会

〒659-8501

芦屋市精道町 7-6

TEL : 0797-38-2001